

佐倉市個人情報保護条例及び佐倉市情報公開条例の一部改正について

1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」といいます。）がそれぞれ改正され、平成29年5月30日に施行されました。

これに伴い、行個法においては、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の追加等がなされています。

地方公共団体においても、法改正の趣旨を踏まえて条例の見直しなどの措置を講ずることが求められていることから、行個法の改正の趣旨を踏まえて、佐倉市個人情報保護条例の改正を行います。また、併せて佐倉市情報公開条例の個人に関する情報の規定の改正も行います。

2 改正の概要

(1) 個人情報保護条例における個人情報の定義の明確化

従来、情報の受け手の情報管理の体制等の違いによって、当該情報が特定の個人を識別できる情報なのか（個人情報に該当するのか）、判断が難しい場合があります。これを受け、行個法では、「個人識別符号」を含む情報は、個人情報として保護されることを明確化しました。

行個法では、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するため変換し、又は特定の個人に提供される役務の利用等に関し割り当てられた文字、番号、記号その他の符号を新たに「個人識別符号」として定義し、これらが含まれる情報（DNAデータ、指紋データ、旅券番号、基礎年金番号等）は、個人情報に当たるとしています。

これらの改正は、個人情報に該当するかどうかのグレーゾーンの解消のために明確化を図ったものであり、本市においても同様の状況であるため、条例においても、「個人識別符号」が含まれる情報は、「個人情報」に該当することを明確化します。また、行個法や千葉県条例に合わせ、個人情報が生存する個人に関する情報であることを明確化します。

※…個人識別符号

- ・身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等
- ・対象者ごとに異なるものとなるように、役務の利用、商品の購入又は書類等に付される符号等

(例) DNAデータ、指紋データ、声紋データ、手・指の静脈データ、旅券番号、基礎年金番号、運転免許番号、個人番号、住民票コード、各種

保険証の番号等

(2) 個人情報保護条例における要配慮個人情報の追加

条例には、思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる個人情報は、原則収集禁止とする規定を設けています。

行個法には、同様の収集禁止の規定は設けられていませんが、今回の改正により、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴等の11項目の情報を「要配慮個人情報」として規定し、当該情報の取り扱いの実態を本人がよりの確に認識できるよう、国の行政機関は要配慮個人情報を含む個人情報の保有状況を公表することとされました。

当市においても、同種の情報の取り扱いについて透明性の向上を図る必要があると考えられることから、条例に要配慮個人情報を定義し、当該情報を取り扱う事務については、市民に公表することとします。

なお、条例の収集禁止の規定は、市民の権利利益の保護を図る上では引き続き必要であるため、これを維持することとします。

※…要配慮個人情報

①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報(⑦身体障害・精神障害等があること ⑧健康診断等の結果 ⑨保険指導・診療等情報 ⑩刑事事件手続が行われたこと ⑪少年保護事件手続が行われたこと)

(3) 情報公開条例における個人に関する情報の規定の明確化

個人情報保護条例における個人情報の定義の明確化に併せて、情報公開条例における個人に関する情報の規定についても明確化を図ります。

(4) その他

上記改正に伴い、所要の規定整備を行います。